



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月26日
号外(3)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(子ども・青少年局) 2

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 保育所の保育士の数について、満3歳以上満4歳に満たない幼児の区分は、おおむね当該幼児の数を15で除して得た数とし、満4歳以上の幼児の区分は、おおむね当該幼児の数を25で除して得た数とすることとしました。(第1条による改正後の別表第5関係)
- 2 認定こども園の教育および保育に従事する者の数について、満3歳以上満4歳に満たない子どもの区分は、おおむね当該子どもの数を15で除して得た数とし、満4歳以上の子どもの区分は、おおむね当該子どもの数を25で除して得た数とすることとしました。(第2条による改正後の別表第1関係)
- 3 幼保連携型認定こども園の園児の教育および保育に直接従事する職員の数について、満3歳以上満4歳に満たない園児の区分は、おおむね当該園児の数を15で除して得た数とし、満4歳以上の園児の区分は、おおむね当該園児の数を25で除して得た数とすることとしました。(第3条による改正後の別表関係)
- 4 その他
 - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

条

例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第35号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項第2号ウ中「20」を「15」に改め、同号エ中「30」を「25」に改める。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4(2)ウ中「20」を「15」に改め、同表の4(2)エ中「30」を「25」に改める。

(滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年滋賀県条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表第2項第3号ウ中「20」を「15」に改め、同号エ中「30」を「25」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第5第2項第2号の規定により算定される保育士の数を確保することが困難であると知事が認める保育所については、同号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の滋賀県認定こども園の認定に関する条例別表第1の4(2)の規定により算定される職員の数を確保することが困難であると知事が認める認定こども園については、同表の4(2)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例別表第2項第3号の規定により算定される同号に規定する直接従事職員の数を確保することが困難であると知事が認める幼保連携型認定こども園については、同号の規定にかかわらず、

当分の間、なお従前の例による。

